



●最近、当事務所でも遺言の相談が増えている。社会的に終活やエンディングノートなどが認知されて遺言を残す方が増えていることも関係しているのだろう。

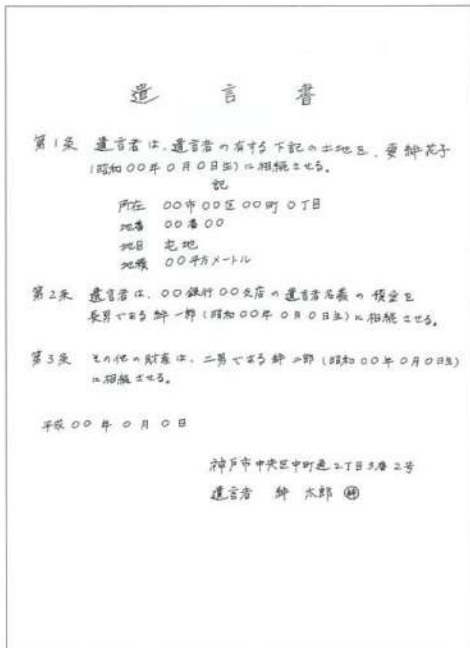
そこで、今回は遺言について軽く説明してみたい。遺言には大きく分けて3種類ある。自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3種類である。この3種類の中で、秘密証書遺言が使われることは稀で、一般的には自筆証書遺言・公正証書遺言が主に利用される。

●よく誤解されるが自筆証書遺言の場合、例えば子供さんが高齢の親御さんのためにパソコンで文章を打ってあげて、最後に親御さんが署名捺印をした場合は有効となるだろうか。自筆証書遺言は内容に決められた形式はないが、必ず全文自筆で内容を書き、最後に日付・氏名を入れ印鑑を押印しなければならないため、最後に署名捺印だけでは有効とならないのである。この印鑑とは実印ではなく認め印でも構わないが、遺言者の意思によるものではないなどの争いを残さないために実印で押印した方が良いだろう。



●公正証書遺言とは公証人の前で遺言の内容を話し、公証人が作成してくれる遺言である。実際には公正証書遺言をする場合、あらかじめ公証人に遺言の原案を送り、法的な問題について打合せする。そして遺言作成当日、本人が公証人役場に行き、公証人に作成してもらうという流れになっている。

●自筆証書遺言と公正証書遺言にはそれぞれメリット・デメリットがある。自筆証書遺言は自分で内容を考えて作成するなら費用はかからないし、弁護士に作成を依頼しても費用は低額で済む。他にも何度も書き直しができるし、書いたことを誰かに知られるおそれもない。しかし、自分で作成した場合、方式違反により無効になるおそれや、紛失の



心配があり、さらには遺言が発見されない可能性もある。公正証書遺言は、公証人が法的に有効か無効かを判断してくれるので内容が無効になるおそれはなく、紛失の可能性もほとんどない。ただし、自筆証書遺言に比べて費用がかかる。2つの遺言にはそれぞれメリッ

ト・デメリットがあるが、遺言をめぐる紛争を極力避け、遺言執行をスムーズにするため当事務所では公正証書遺言をお勧めしている。



●遺言の内容に関しては、法律に決められた形式はない。「妻に全財産を渡す」「長男に家を渡し、長女に預金を渡す」などでもよいし、具体的な配分を書いてもよい。このような財産の分け方に関することが大部分であるが、財産に関するだけでなく、付言事項として葬式の執り行い方や納骨の方法などを遺言に入れられる方もいる。このような文言には法的な拘束力はないが、ご本人の希望を相続人に託すという意味で、遺言の内容に入れることは可能である。

●遺言には人それぞれの想いがこもっている。民法もその想いを実現するために様々な規定を置いている。確かに、自分が亡くなった後のことを考えることはあまり気持ちのいいものではない。しかし、自分が亡くなった後、親族の間で紛争が生じることは避けたいところであり、また誰もが自分が亡くなった後も、家族が幸せに暮らしてほしいと願っている。そのためにも、生前に遺言を書いておくことが重要だといえるのではないだろうか。

「ウチは財産もないし子どもらも仲良いから必要ない」と言うの方が圧倒的に多いだろうが、財産が少なくても揉めるケースははっきり言って多い。少ない中でもどうしても譲れない額というのが出てくるのであろう。また、子同士は仲が良くても、その配偶者が登場する場合にはどうだろうか。



●弁護士としては、「相続」を「争族」としないためにも、遺言は遺してあげる方が良いと考えている。